

特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の発売開始

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長: 広瀬 伸一、以下「当社」)は、「トータルアシスト住まいの保険(以下、住まいの保険)」において、「水災による損害の程度」にかかわらず、ご自宅の空調・冷暖房設備や、充電・発電・蓄電設備、給湯設備等の特定の機械設備について、水災によって生じた損害を補償する特約を発売します。

1. 背景

近年、省エネ性を重視した住宅やスマートハウスへの関心が高まっており、充電・発電・蓄電設備(エネファーム、太陽光発電システム等)や給湯設備(エコキュート等)などの高額な機械設備を設置されるご家庭が増えています。

これらの機械設備は、屋外に設置されることが多いため、水災の被害を受けやすく、高額な修理費用が必要となる場合があります。

住まいの保険の水災補償では、「水災による損害の程度」が一定の条件(*1)に該当しない場合、保険金のお支払いの対象とならないため、「水災による損害の程度」にかかわらず、機械設備に生じた損害に備えることができる補償をご希望されるお客様の声をいただいていた。

この度、このようなお客様の声をふまえ、住まいの保険において、2019年10月1日以降始期契約を対象に、「水災による損害の程度」にかかわらず、特定の機械設備に生じた損害を補償する特約(「特定設備水災補償特約(浸水条件なし)」)を新設します。

(*1)住まいの保険では、「水災による損害の程度」が次のア. またはイ. のいずれかに該当する場合に、水災による損害を補償します。

ア. 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合

イ. 建物が床上浸水(*2)または地盤面(*3)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合

(*2)床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。

(*3)地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

2. 「特定設備水災補償特約(浸水条件なし)」の補償内容(概要)

本特約をご契約いただくことで、空調・冷暖房設備等の特定の機械設備については、床下浸水による損害等も補償対象となります。ただし、1回の事故につき、支払限度額(ご契約時に50万円、100万円、150万円からご選択いただきます。)が限度となります。

【本特約を付帯した場合における水災の補償】

保険の対象	水災による損害の程度		
	①ご契約の建物に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合	②ご契約の建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合	③左記①②いずれにも該当しない損害が生じた場合(床下浸水による損害等)
(A)ご契約の建物 (B)を含みません。			×
(B)空調・冷暖房設備等の特定の機械設備 (*4)	○	○	特定設備水災補償特約(浸水条件なし)の付帯ありの場合 ○

(*4) 本特約の保険の対象となる特定の機械設備とは、ご契約の建物に付加したもしくは敷地内の土地に固着、固定された空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備およびこれらに付属する配線・配管・ダクト設備をいいます。

以上